

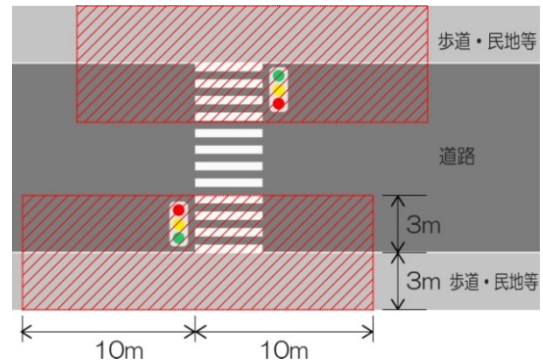
(7) 禁止物件とは？

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来もっている機能や効用を害することになる物件は、屋外広告物を出すことを禁止しています（「禁止物件」といいます。）。

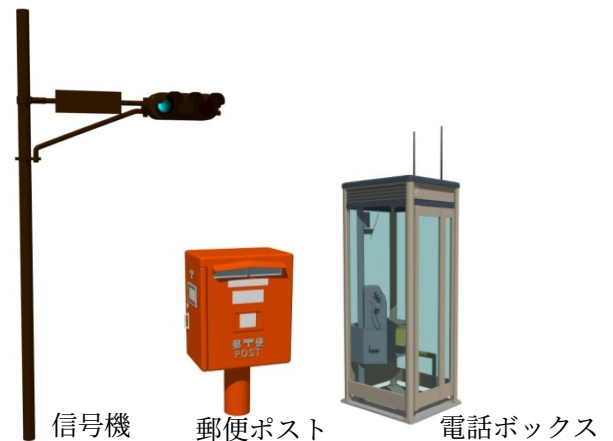
禁止物件には、次のものがあります。

●すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件

1. 橋（歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
2. 石垣、擁壁
3. 街路樹、路傍樹
4. 信号機、道路標識、歩道柵（ガードレール）、駒止め、里程標
5. 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後 10mまでの地点の両側 3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
6. 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
7. 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
8. 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
9. 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
10. 形像、記念碑
11. 景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木



信号標識柱付近の禁止物件（内にある電柱等）



●はり紙、はり札、立看板、広告旗（のぼり旗）のみ表示又は設置を禁止する物件

市内の国道、県道、市道の市内全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他これらに類するもの

